

岐賃審発 0908 第 13 号

令和 7 年 9 月 8 日

岐阜労働局長

原田 浩一 殿

岐阜地方最低賃金審議会

会 長 栗山 知



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 8 日付け岐労発基 0908 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について
慎重に審議した結果、当審議会は下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 8 月 21 日付け答申のとおり岐阜県最低賃金を改正決定することが適当である。